

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月2日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
4階廊下天井内給水管水漏れ修繕
- 2 履行場所
横浜市港南区東永谷1丁目36番地1号
横浜市立下永谷小学校
- 3 契約日
令和4年8月25日
- 4 履行日
令和4年8月25日
- 5 契約金額
407,000円-
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和4年8月25日の朝8時半頃、出勤した職員がA棟4階廊下天井内給水管からの漏水を確認。水道が止まることによる影響を考え、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の有資格者名簿から、漏水確認後の時点ですぐに連絡の取れた業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立下永谷小学校